

粕屋町自殺対策計画
～誰も自殺に追い込まれること
のない粕屋町を目指して～
(案)

令和6年 月
粕屋町

はじめに

平成 18 年に自殺対策基本法が施行されて以降、自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者は 3 万人から 2 万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により自殺者総数は依然として毎年 2 万人を超える水準で推移しており、特に小中高生など若年層の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても増加傾向となるなど、大変憂慮すべき状況にあります。

このような状況を受けて、国は令和 4 年 10 月に自殺総合対策大綱を見直す閣議決定をしました。この見直しでは、自殺対策基本法による取組が一定の成果を上げていることを評価しつつも、自殺は、その多くが追い込まれた末の死であることや、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すこととしています。

粕屋町におきましても、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望をもって暮らすことができるよう、諸要因を解消するべく支援と環境の整備を行い、関係機関・団体と連携しながら対策に取り組んでまいります。

目 次

第1章	計画策定の趣旨等	1
1.	計画策定の趣旨	
2.	計画の位置づけ	
3.	計画の期間	
4.	計画の数値目標	
5.	前計画期間の評価	
第2章	粕屋町の自殺の現状	
1.	自殺者数、自殺死亡率の推移	3
2.	年代・性別自殺者の推移	
3.	同居人の有無	
4.	職業の有無	
5.	自殺の原因・動機別	
第3章	計画の基本理念・基本方針等	7
1.	基本理念	
2.	基本認識	
3.	基本方針	
第4章	施策	11
1.	基本施策	
2.	施策の展開	
第5章	計画の推進体制	20
1.	計画の周知	
2.	推進体制	
3.	進行管理	
	相談窓口一覧	21

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

粕屋町では、自殺対策基本法（以下「基本法」という。）に基づき、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成31年3月に「粕屋町自殺対策計画」を策定しました。

本計画に基づき、各担当部局が「誰も自殺に追い込まれることのない粕屋町」の実現を目指して諸施策を実施し自殺対策に取り組んできました。この度、本計画の計画期間が令和5年度をもって満了することから新たな計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村地域自殺対策計画」として策定するものです。計画で定める施策について各部局に対して毎年評価を実施、その結果を反映し、令和4年10月に閣議決定された新たな国の自殺総合対策大綱を踏まえて策定したものです。

3. 計画の期間

国の動向や社会情勢等の変化を踏まえて、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

4. 計画の数値目標

自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない粕屋町」の実現です。国は、平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、2026年（令和8年）までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定め対策を講じてきました。その目標は、令和4年10月に閣議決定された新たな国の自殺総合対策大綱においても引き継がれています。

このような国の方針を踏まえつつ、粕屋町では本計画の期間平均で、自殺死亡率※9.2以下、自殺者数4人以下を目標としていましたが、現状は、令和元年から令和4年までの平均で、自殺死亡率13.0、自殺者数6.25人と目標値を大きく上回る結果となりました。よって、今回の計画では、国の数値目標である、平成27年と比べて30%以上の減を引き継ぎ、以下のとおりとします。

※自殺死亡率…人口10万人あたりの自殺者数（自殺者数÷人口×100,000人）

数値目標

粕屋町	現状	本計画
基準年	令和元年～令和4年（平均）	令和6年～令和10年（平均）
自殺死亡率	13.0	12.3
自殺者数	6.25人	5人

5. 前計画期間の評価

平成31年3月に「粕屋町自殺対策計画」を策定し、基本5項目に基づき53の事業を実施し、年度ごとに担当課による事業実施状況の確認、事業内容の評価、次年度に向けての改善点を検討し、全庁で結果を共有してきました。

年度ごとの事業評価

	達成度				
	80%以上	60～80%未満	10～60%未満	実施できず	数値化不可
令和元年度	60.4%	3.7%	5.7%	3.8%	26.4%
令和2年度	62.3%	0%	7.5%	3.8%	26.4%
令和3年度	45.2%	11.3%	5.7%	3.8%	34.0%
令和4年度	49.1%	5.7%	5.7%	1.8%	37.7%

※町が実施する事業は年度ごとに評価しますが、厚生労働省や警察庁の統計資料は、年ごとの統計になります。

今回、本計画を策定するにあたり、事業内容の見直しや新たな取り組みによる事業の追加、統廃合等を行い、基本施策、重点施策により重点を置いた事業内容としています。

目標値について、当初計画していた令和元年から令和4年の平均値を自殺者数、自殺死亡率ともに達成することはできず、目標の達成に向けて引き続き全庁的な取り組みが必要です。

近年の自殺の状況

	目標値	自殺者数	自殺死亡率	実績値
平成30年	計画策定	7人	14.87	令和元年から 令和4年の平均で 死亡率13.0 自殺者数6.25人
令和元年	平均で 死亡率9.2以下 自殺者数4人以下	9人	18.88	
令和2年		5人	10.45	
令和3年		3人	6.22	
令和4年		8人	16.47	

第2章 粕屋町の自殺の現状

1. 自殺者数、自殺死亡率の推移

わが国の年間自殺者数は、平成15年の34,427人をピークに、令和元年には20,169人まで減少しましたが、その後は2万人強を維持し、未成年者の自殺も増加しています。

厚生労働省によると、平成15年のピーク以降、横ばいから平成22年に減少に転じ令和元年は最小の20,169人となっています。その後、令和2年には11年ぶりに増加に転じたあと、2万1千人台で推移し、令和4年には21,881人となっています。

自殺死亡率については、平成22年から低下に転じ令和元年には最小の16.0となりましたが、令和2年に16.7と上昇し令和3年の横ばいの後、令和4年には17.5と再び上昇しています。

粕屋町における自殺者数は平成26年と令和元年に9人と多くなっており、それ以外の年でも自殺者がいない年はなく、自殺によって命を落とされる方が後を絶たない現状です。近年では、平成26年から平成30年までの5年間の平均で6.8人、令和元年から令和4年の4年間の平均で6.25人と若干減ってはいるものの目標値を上回っており、引き続き対策を進めていく必要があります。

自殺死亡率・自殺者数の推移

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
自殺死亡率	全国	19.6	18.6	16.9	16.5	16.5	16.0	16.7	16.8	17.5
	粕屋町	20.2	17.7	10.9	10.8	14.8	18.8	10.4	6.2	16.4
自殺者数(人)	全国	25,427	24,025	21,897	21,321	20,840	20,169	21,081	21,007	21,881
	粕屋町	9	8	5	5	7	9	5	3	8

資料：警察庁「自殺統計」から

2. 年代・性別自殺者の推移

粕屋町において平成30年から令和4年までの5年間で自殺者数全体における年代別で見ると、30歳代以上は各年において自殺者が見られ、50歳代が最も多くなっています。続いて30歳代、40歳代と、いわゆる働き盛りの世代における自殺者数が多くなっています。また、近年（平成25年以降）は見られなかった20歳未満の自殺者が、令和4年に1人います。

性別で見ると、男性の20歳代以下の自殺者はいませんでした。30歳代以上

はほとんどの年で一定数の自殺者が見られ、年による増減はあまり見られません。

女性については、ほとんどの年代で自殺者が見られ、中でも 50 歳代が多くなっています。また、令和 2 年と令和 3 年には自殺者数が 0 人であったのに対し、令和 4 年は 4 人となるなど自殺者数の大幅な増加が見られます。

年代別

(人)

	20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上	計
平成 30 年	0	0	1	1	2	1	1	1	7
令和元年	0	1	0	3	1	2	1	1	9
令和 2 年	0	0	2	0	2	0	1	0	5
令和 3 年	0	0	1	0	1	0	0	1	3
令和 4 年	1	0	1	1	1	1	2	1	8
計	1	1	5	5	7	4	5	4	32

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」から

男性

(人)

	20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上	計
平成 30 年	0	0	1	1	1	1	1	0	5
令和元年	0	0	0	2	0	2	1	1	6
令和 2 年	0	0	2	0	2	0	1	0	5
令和 3 年	0	0	1	0	1	0	0	1	3
令和 4 年	0	0	0	1	0	1	1	1	4
計	0	0	4	4	4	4	4	3	23

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」から

女性

(人)

	20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上	計
平成 30 年	0	0	0	0	1	0	0	1	2
令和元年	0	1	0	1	1	0	0	0	3
令和 2 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 3 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 4 年	1	0	1	0	1	0	1	0	4
計	1	1	1	1	3	0	1	1	9

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」から

3. 同居人の有無

同居人の有無別に自殺者数を見ると、同居人の有無に関わらず一定の自殺者が見られます。(人)

	同居人の有無		不明	計
	あり	なし		
平成 30 年	3	4	0	7
令和元年	6	3	0	9
令和 2 年	3	2	0	5
令和 3 年	0	3	0	3
令和 4 年	5	3	0	8
計	17	15	0	32

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」から

4. 職業の有無

職業の有無による自殺者数の大幅な偏りはありませんでした。(人)

	職業の有無		不明	計
	あり	なし		
平成 30 年	4	2	1	7
令和元年	3	6	0	9
令和 2 年	4	1	0	5
令和 3 年	1	2	0	3
令和 4 年	3	5	0	8
計	15	16	1	32

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」から

5. 自殺の原因・動機別

原因・動機別に見ると健康問題が一番多く、続いて交際問題、経済生活問題・勤務問題となっています。(人)

	家庭問題	健康問題	経済生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不明	計
平成 30 年	0	3	1	2	0	0	0	3	9
令和元年	1	5	1	0	4	0	0	2	13
令和 2 年	1	2	0	2	0	0	0	1	6
令和 3 年	1	2	0	0	1	0	0	0	4
令和 4 年	0	6	2	0	0	0	3	0	11
計	3	18	4	4	5	0	3	6	43

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」から

※原因・動機は重複しているため自殺者数の合計と相違があります。

6. 生活状況別に推定される自殺の危機経路の例（参考資料）

自殺の背景は、生活の状況に応じて以下の表のようなことが考えられます。

生活状況			背景にある主な危機経路の例	
男性	20～39歳	有職	同居	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
			独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
		無職	同居	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
			独居	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
	40～59歳	有職	同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
			独居	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
		無職	同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
	60歳以上	有職	同居	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
			独居	配置転換／転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
			独居	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
女性	20～39歳	有職	同居	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	①非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ②仕事の悩み→うつ状態→休職／復職の悩み→自殺
		無職	同居	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	①【30代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺
	40～59歳	有職	同居	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	職場の人間関係+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
			独居	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
	60歳以上	有職	同居	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺
			独居	死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
			独居	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

「背景にある主な自殺の危機経路の例」は、自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にしています。

第3章 計画の基本理念・基本方針等

1. 基本理念

本町では「粕屋町総合計画」のまちづくり目標の1つである「誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち」を基本理念とし、高齢者も子どもも、障がいのある人もない人も、すべての町民が住み慣れた地域の中で、地域社会の一員として、健康で自分らしく充実した生活を安心して送ることができる、互いに支え合い、ともに生きる地域社会の実現を目指します。

本計画では、この考えを基本として、「誰も自殺に追い込まれることのない粕屋町」の実現を基本理念とし、総合的に自殺対策に取り組みます。

2. 基本認識

(1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など、様々な社会的要因があると言われています。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりするなど、これらの影響により正常な判断をすることができない状態となっていることが明らかになっています。

このように、自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「その多くが追い込まれた末の死」であり、このことを社会全体で認識するよう改めて徹底していく必要があります。

(2) 自殺は防ぐことができる

平成18年の自殺対策基本法の施行以降、「個人の問題」と認識されがちだった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになり、自殺対策が社会的な取組として推進され始めた結果、自殺者数は減少傾向となるなど、一定の成果をあげてきました。

しかしながら、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、G7諸国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で推移するなど、非常事態はいまだに続いています。

自殺の背景にある様々な要因のうち、失業や倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、相談や支援体制の整備という社会的な取組により防ぐことができます。

また、自殺に至る前のうつ病やアルコール依存症等を、早期発見、早期治療につなげることにより、多くの自殺を防ぐことができるということを認識する必要があります。

(3) 自殺企図者のサインを見逃さない

自殺を考えている人の自殺念慮は一貫しているわけではなく、「生きたい気持ち」と「死にたい気持ち」との間で、死の瞬間まで振り子のように激しく揺れ動いています。一見、死にたい気持ちが軽快しているように見える場合でも、ふとした瞬間に死にたい気持ちに大きく傾き自殺に至るケースもあります。

以下のような自殺のサインに周囲の人が気づき、関係機関につなぐことが自殺予防につながります。

自殺のサイン（自殺予防の十か条）

次のようなサインが多く見られる場合は、自殺の危険が迫っています。早めに声をかけ、専門機関の受診をすすめましょう。

1. うつ病の症状に気をつけよう（気分が沈む、自分を責める、仕事の能率が落ちる、決断できない、不眠が続く）
2. 原因不明の身体の不調が長引く
3. 酒量が増す
4. 安全や健康が保てない
5. 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
6. 職場や家庭でサポートが得られない
7. 本人にとって価値のあるもの（職、地位、家族、財産）を失う
8. 重症の身体の病気にかかる
9. 自殺を口にする
10. 自殺未遂におよぶ

出典：厚生労働省「職場における自殺の予防と対応」から

3. 基本方針

本町では、自殺総合対策大綱を踏まえて以下の6点を、自殺対策における「基本方針」とします。

- (1) 生きることの包括的な支援の推進
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化した総合的な取組
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪とした推進
- (5) 関係者の役割の明確化・その連携・協働の推進
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩の配慮

これらの方針は、「誰一人残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致することから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせていると言えます。

(1) 生きることの包括的な支援の推進

個人においても社会においても、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなります。そのため、自殺対策は失業、多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因」を減らす取組とともに、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、自殺リスクを低下させ、生きることの包括的な支援を推進するとともに、一人ひとりの生活を守っていきます。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化した総合的な取組

自殺に追い込まれた人が、地域で安心して生活を送ることができるようになるには、精神保健的な視点だけではなく、社会的・経済的な視点、医療に関する視点等、様々な分野における関係機関が連携し、総合的に取り組んでいくことが重要になります。

特に自殺のリスク要因となり得る生活困窮や精神疾患等について、関係機関や医療機関と連携して取組を進めていくとともに、さらに連携の効果を高めるためにも各々が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有、協力して支援していくことが重要です。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に行う「対人支援のレベル」、問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務者連携な

どの「地域連携のレベル」、法律、大綱、計画等の枠組の整備や修正に関わる「社会制度のレベル」の3つのレベルに分けることができます。

また、段階別の対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、すでに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階の施策を講じる必要があります。

社会全体の自殺リスクの低下につながり得る効果的な対策を講じるためには、関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルや段階に応じた取組を効果的に連動させていくことが重要です。

(4) 実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発していくことが重要です。

すべての町民が、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につながり見守っていけるよう、広報活動、啓発活動や自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する活動を推進していきます。

(5) 関係機関との連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本町だけでなく、国、関係団体、民間団体、企業及び町民一人ひとりが連携・協働して自殺対策を総合的に推進していくことが必要です。そのため、それぞれが情報を共有した上で、相互に連携していくことが重要になってきます。

「誰も自殺に追い込まれることのない粕屋町」を目指して、それぞれができる取組を進めていきます。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策基本法第9条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められていることを踏まえて自殺対策に取り組みます。

第4章 施策

1. 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤の取組のことを意味し、以下の5つからなります。

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材育成の強化
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

2. 施策の展開

本計画の基本施策を踏まえ、それぞれの担当部署で事業を展開していきます。

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは家庭や学校、職場の問題、健康問題、生活困窮など様々な要因が影響しています。そのため自殺対策を推進する上で最も基礎となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。地域の多様な関係者・関係団体等が連携、協力して自殺対策を推進します。

No	取組内容	担当課
1	【青少年問題協議会】 青少年問題協議会において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有し、地域の連携を図ります。また、地域の青少年層の自殺実態を把握することで、青少年に関する情報収集の機会となり得ます。	社会教育課
2	【巡回活動事業】 夜間徘徊などの青少年の非行の入口とされる部分で、真摯に対応し、青少年が発する「SOS」信号に対応するため、行政区や団体と協力して巡回活動を実施します。また、巡回実施者に対し、青少年が発する信号の受け捉え方に関して研修会等を行うことにより、自殺を防止する機会の拡大を図ります。	社会教育課
3	【高齢者見守り事業】 県が協定を締結している事業所（郵便局、新聞、ガス、電気、生協、コンビニ）に加え、町内事業所（ガス販売、葬祭事業所）と見守りに関する協定を締結し、高齢者の見守りを行います。また、主に75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、民生委員が定期的に自宅を訪問し、見守り活動を行います。	介護福祉課
4	【民生委員・児童委員】 民生委員・児童委員が、地域の最初の窓口として、問題を抱え	介護福祉課

	ている人を見つけ、相談を受け、適切な関係機関につなぎます。	
5	【子育て応援団】 住民と行政の協働組織である「子育て応援団」において、地域における子育て支援を推進し、問題を抱える保護者がいる場合には行政につなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担います。	子ども未来課
6	【ファミリー・サポート・センター事業】 育児の援助をしたい人と、援助を受けたい人の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターにおいて、育児負担の軽減や地域交流の促進、研修受講による子育てへの理解など、地域ぐるみで子育てを推進し、子育て家庭の孤立を防止します。	子ども未来課
7	【地域コミュニティの参加促進】 共同住宅など住宅系建築物の計画をしている事業者へ向けて、町内会（組合）加入の案内を配布し、住民の地域コミュニティへの参加を促進することで、地域のセーフティーネットが機能するよう働きかけます。	都市計画課

(2) 自殺対策を支える人材育成の強化

地域のネットワークは、それを支える人材がいてこそ機能します。そのため、自殺対策を支える人材の育成も、本町の自殺対策を推進する上で重要な基礎となる取組として推進していきます。

身近な地域で支え手となる町民や町職員を増やすための研修等を開催します。

No	取組内容	担当課
1	【人材派遣事業】 ゲートキーパー研修を実施できる人材を人材派遣登録し、地域における研修会等の実施を支援します。	社会教育課
2	【職員等への研修】 町職員や民生委員・児童委員を対象としたゲートキーパー研修を開催し、全庁的及び地域において、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげる環境を作ります。	社会教育課

(3) 住民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して相談体制を整えても、町民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ適切な支援につながりません。そのため、行政としての町民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、講演会等を開催し町民が自殺対策について理解を深めることができる機会を増やすなど、広く地域全体に向けた啓発をしていきます。

No	取組内容	担当課
1	<p>【人権教育事業】 各行政区において開催している人権教育啓発講演会での人権を守る取組の一環として自殺問題を取り上げ、啓発機会を設けます。</p>	社会教育課
2	<p>【社会教育（文化）施設・社会体育施設での啓発活動】 サンレイクかすや、かすやドーム、粕屋フォーラムを啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間（3月）や自殺予防週間（9月）等の際に住民に対する情報提供の場として活用を図ります。</p>	社会教育課
3	<p>【男女共同参画事業における啓発】 男女共同参画に関する啓発イベントや講座において、自殺対策（生きることの包括的な支援）に関連する情報を取り上げたり、相談先の情報を掲載したリーフレットを配布することで、住民に対する啓発を行います。</p>	協働のまちづくり課 介護福祉課
4	<p>【生活困窮者自立支援事業】 生活困窮に陥っている人に対し、福岡県自立相談支援事務所（困りごと相談室）において、家計管理に関する相談や貸付のあっせん等を行う「家計改善支援事業」を案内・周知し、家計再生を促します。</p>	介護福祉課
5	<p>【相談窓口の周知とこころの病気についての啓発】 心の悩み、健康、借金、就労、子ども、高齢者、障がい者、女性、妊娠に関する相談窓口一覧及び心の病気に関するチラシを作成し、健診の結果送付時に併せて配布します。また、障害者週間のイベント時にもチラシを配布し、周知・啓発します。</p>	介護福祉課 健康づくり課
6	<p>【広報誌等による啓発】 町の広報誌やホームページ等を通して、自殺対策強化月間（3月）、自殺予防週間（9月）の周知を図るとともに、悩みや不安などの相談窓口に関する情報を住民に提供し、住民の理解、気づき、見守りを促進します。</p>	協働のまちづくり課 介護福祉課

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が上回ったときです。そのため「生きるための阻害要因」を減らす取組だけでなく、「生きることの促進要因」を増やす取組を合わせて行い、自殺リスクを低下させます。

No	取組内容	担当課
1	<p>【図書館管理運営事業・歴史資料館管理運営事業】</p> <p>図書館では生きることへの包括的な支援策として、専門書の書架を配置します。また、粕屋フォーラムにおいては学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となるよう、見守る環境をつくります。</p>	社会教育課
2	<p>【総合窓口における対応】</p> <p>総合窓口では、町民の方が最初に訪れる窓口としての役割を担い、その方が必要とする相談窓口へ案内します。また、国民健康保険やひとり親手当・医療の手続きにおいては、当事者と直接的に接触することにより、経済的貧困など問題の早期発見と対応への接点となり得るため、必要に応じて関係支援機関につながります。</p>	総合窓口課
3	<p>【高齢者の社会参加促進支援事業】</p> <p>高齢者一人ひとりが知識や経験を活かし、いきいきと暮らすことができるよう、シルバー人材センターや老人クラブ等の関係機関と連携し、高齢者の社会参加や生きがいづくり、ゆうゆうサロン（高齢者の集いの場）や老人クラブのうておうて塾（異年齢間交流事業）等の多様な活動の場づくりを支援します。</p>	介護福祉課
4	<p>【認知症カフェ】</p> <p>認知症の方やその家族が気軽に集える場として、認知症カフェの開催・普及を行い、本人やその家族が地域で孤立しないように支援します。</p>	介護福祉課
5	<p>【町営住宅事業】</p> <p>生活困窮に陥っている人や低収入の方等に対して町営住宅を提供することで、住宅面で問題を抱えている方を支援します。</p>	介護福祉課
6	<p>【福祉巡回バス事業】</p> <p>町内の公共施設等への移動手段として無料の福祉巡回</p>	介護福祉課

	バスを運行することで、高齢者等の交通弱者の生活の幅を広げる支援を行います。	
7	<p>【生活保護相談事業】</p> <p>病気や事故、その他さまざまな事情による生活困窮者が、健康で文化的な最低限度の生活ができるよう、生活保護の相談受付や手続きを案内します。</p>	介護福祉課
8	<p>【障がいのある方への支援】</p> <p>障がいのある方が住み慣れた地域で、いきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス事業所、障がい者団体やボランティア団体と連携して、障がい福祉サービスを提供し、社会参加を促進するための日中活動の場や機会の充実を図ります。</p>	介護福祉課
9	<p>【障がい者相談支援事業】</p> <p>介護福祉課や相談支援事業所において、専門職員が障がいのある方及びその家族からの相談を受け付け、課題解決や地域生活への移行に向けて、障がい福祉サービスの利用支援及び必要な情報を提供します。</p>	介護福祉課
10	<p>【こころの相談支援事業】</p> <p>介護福祉課の専門職員が窓口・訪問・電話により、心の病を持つ方及びその家族からの相談を受け付け、助言やサービスの提供等、適切に支援します。</p>	介護福祉課
11	<p>【ペアレントプログラム事業】</p> <p>障がいのある子の保護者が前向きに子育てに取り組めるよう、必要な知識や対処方法を学ぶペアレントプログラムを実施します。子どもの特性にあった育て方の工夫について、同じ悩みをもつ保護者と一緒に見つけていきます。また、保護者同士の交流を促進します。</p>	介護福祉課
12	<p>【地域活動支援センター事業】</p> <p>障がいのある方が地域社会で孤立しないよう、創作的活動や生産活動の場を提供し、さらに地域との交流の促進を図ります。</p>	介護福祉課
13	<p>【精神通院医療事業】</p> <p>精神障害や、それを原因とする病気について、継続的に通院して治療を受ける必要がある方に対して、医療費の自己負担額の一部を軽減することにより、適切に医療機関で受診し、安心して日常生活を送ることができるよう支援します。</p>	介護福祉課

14	<p>【障がいのある方への就労支援】 障がいのある方の就労や職業能力の取得と向上、就労後の定着を支援し、仲間とともに働き活動することで生きがいを実感できる地域社会の実現を目指します。</p>	介護福祉課
15	<p>【就学援助】 経済的に就学が困難な、小中学校に通う児童生徒がいる家庭に就学費を援助することで、保護者の負担軽減を図り、円滑な就学を支援します。</p>	学校教育課
16	<p>【災害時相談事業】 大規模災害時には、町保健師が被災者の生活上の悩みや不安を聴き、心のケアを行います。また、必要に応じ関係機関と連携して対応します。</p>	協働のまちづくり課 関係各課
17	<p>【交通事故・犯罪に係る住民相談】 交通事故や犯罪の被害者・加害者がともに、様々な困難や問題に直面することが予想されるため、月に2回相談事業を実施し、関係機関につなげます。</p>	協働のまちづくり課 関係各課
18	<p>【子育て世代包括支援事業】（母子健康手帳交付、妊婦健康診査補助事業、訪問事業、各種教室、相談事業等） 妊娠期から子育て期に渡るまで切れ目なく支援することで、特にメンタル面の変化が大きい母親等の自殺リスクの軽減を図ります。</p>	健康づくり課
19	<p>【乳幼児療育事業】（療育教室、巡回相談支援、年長児相談会、保護者懇談会、研修会等） 心身の発達に遅れや偏りのある（もしくは疑いのある）乳幼児に、気になる段階から継続した相談、適切な療育支援を行うことにより、育児不安の軽減や障がいの受容につなげます。</p>	健康づくり課
20	<p>【健康相談】 毎月実施する健康相談や各種相談業務において、自殺対策の視点をもって相談にあたり、こころの病気やその原因となる問題が疑われる場合、状況に応じて適切な専門機関や相談窓口につなぎ早期対応を図ります。</p>	健康づくり課
21	<p>【利用者支援事業】 子育て親子（0～18歳の子と保護者）の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。また、親子で参加するレクリエーションを企画し、リフレッシュやコミュニケーションの促進を図ります。</p>	子ども未来課

22	<p>【地域子育て支援拠点事業】 かすやこども館や保育所において、乳幼児及びその保護者に相互交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供を行います。</p>	子ども未来課
23	<p>【学習支援事業】 かすやこども館において、中学生に対して、個人の能力に応じた学習指導を行います。基礎学力向上の目的だけではなく、毎週顔を合わせることで、子どもの居場所の提供や学習習慣の確立などを図ります。</p>	子ども未来課
24	<p>【要保護児童対策地域協議会・養育支援訪問事業】 児童虐待防止に向けて、各課や保育所、幼稚園、学校、児童相談所、医療機関等と随時情報共有を行いながら、ハイリスク家庭の生活環境改善のための支援を行います。</p>	子ども未来課
25	<p>【ファイナンシャルプランニング相談】 町税・料金に未納がある住民は、生活面や健康面に問題を抱えていることが多いため、一方的に納付を促すだけではなく、生活状況の聞き取りや調査を行い、生活改善が必要な事案については、ファイナンシャルプランナーとの相談会につなげたり、関係課との連携を図りながら解決策を考えていきます。</p>	収納課
26	<p>【水道給水停止業務における生活状況の確認】 水道料金の滞納者に対する給水停止執行業務において、生活状況を確認するとともに、必要に応じて関係課へ連絡し、情報の共有を図ります。</p>	上下水道課
27	<p>【消費者行政業務】 糟屋地区5町で運営する、かすや中南部広域消費生活センターにおいて、各種情報の収集・提供及び消費者相談・苦情の適切な処理を実施し、消費者被害の防止・救済と消費者意識の向上を図ります。そのことにより消費者としての自立を支援し、もって住民の安全で安心できる消費生活の実現に寄与します。また、消費者相談によって、相談者が抱えている他の問題も把握し、包括的な問題解決に向けた支援を展開します。</p>	地域振興課
28	<p>【消費者問題啓発】 かすや中南部広域消費生活センターの相談員による悪質商法対策等の出前講座を、ゆうゆうサロン等の高齢者に向けて実施することで、高齢者の消費者被害の減</p>	地域振興課

	少を図ります。また、若年者や高齢者等に対しても啓発物資を配布し注意喚起を促します。	
29	<p>【中小企業融資】</p> <p>町内中小企業の経営安定化に向けた低利の融資を行います。町内4つの金融機関に預託し、粕屋町商工会が窓口となり保証料を補助します。融資の機会を通じて、企業の経営状態を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクが高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へつなげるなどの機能を果たします。</p>	地域振興課
30	<p>【商工相談の案内・周知】</p> <p>粕屋町商工会が行う中小企業の様々な経営課題の対応や、経営上のアドバイス、各種専門家の斡旋等の商工相談事業について、案内・周知し支援につなげていきます。</p>	地域振興課
31	<p>【公園巡回】</p> <p>町が管理する公園施設が自殺の現場とならないよう、定期的に公園を巡回するとともに、公園の良好な環境維持に努めます。</p>	都市計画課

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）の実施に向けた環境づくりを進めます。

No	取組内容	担当課
1	<p>【青少年対策事業】</p> <p>PTA活動や家庭教育学級などにおいて、ゲートキーパー研修等を奨励し、PTA全体での子どもの見守り強化と問題の早期発見、早期対応を図ります。また、家庭内において、子どもが発する「SOS」信号の早期発見につなげます。</p>	社会教育課
2	<p>【人権教育事業】</p> <p>学校・園人権教育研究会において、保育所、幼稚園、小学校、中学校、福岡魁誠高校教職員間で、児童・生徒が抱える問題の状況等を情報共有するとともに、ゲートキーパー研修等を実施し、自殺のリスクを抱える家庭を包括的、継続的に支援します。</p>	社会教育課

3	<p>【児童・生徒への自殺防止の啓発】 自殺防止のポスターや県からの関連通知など、小中学校に掲示・連絡することで、児童生徒に自殺防止を啓発します。</p>	学校教育課
4	<p>【教育相談室】 子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員が電話や対面で受け付けます。学習のこと、家庭のこと、いじめや不登校のことなど教育上の問題の解消を図ります。保護者や子ども本人からの相談にも対応します。</p>	学校教育課
5	<p>【スクールソーシャルワーカー活用事業】 社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーが、児童生徒が持つ就学上の問題に対して、環境改善を働きかけ、課題解決への対応を図ります。</p>	学校教育課
6	<p>【スクールカウンセラー活用事業】 臨床心理等の専門的な知識や技術を有するスクールカウンセラーが、児童生徒が持つ就学上の問題に対して、心理面からの支援を行い、課題解決への対応を図ります。</p>	学校教育課
7	<p>【心理検査の実施】 児童生徒に年2回心理テスト（アンケート）を実施し、学校生活への意欲や学級集団満足度を把握します。検査結果を活用し、よりよい学校生活と友達づくりのための支援を行います。</p>	学校教育課

第5章 計画の推進体制

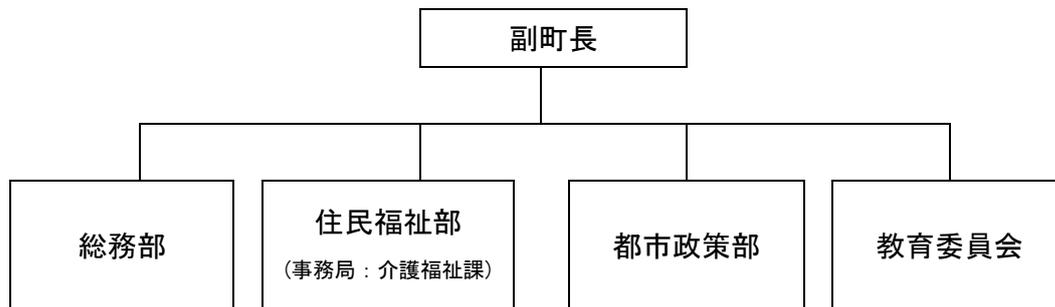
1. 計画の周知

本計画を推進するため、町民や関係機関が自殺対策の重要性を理解し取り組むことができるよう、町のホームページ等を活用し本計画を周知します。

2. 推進体制

副町長を本部長とした意思決定機関である自殺対策庁内推進本部を設置し、自殺対策における町の取り組むべき事業について必要に応じて協議・決定し推進していきます。

○自殺対策庁内推進本部



3. 進行管理

本計画の取組状況等の取組については事務局である介護福祉課で把握し、計画の適切な進捗管理に努めていきます。

相談窓口一覧

分野	相談内容	窓口	電話番号
こころ	心の悩みや心の健康に関する相談	福岡県精神保健福祉センター	582-7500
	ひきこもり状態の本人と家族等の支援	福岡県ひきこもり地域支援センター	582-7530
	心の悩みや病気、アルコール、ひきこもりに関する相談	粕屋保健福祉事務所	939-1185
	こころの健康相談 (精神科医師による無料相談)		
	心の健康、ひきこもりに関する相談	役場 介護福祉課	938-0229
健康	生活習慣病などの予防、健康に関する相談	健康センター（健康づくり課）	938-0258
生活	法制度や相談窓口の案内	法テラス福岡（日本司法支援センター）	0570-078359
	心配ごと相談所 (弁護士対応)	粕屋町福祉センター	938-6844
	多重債務を含む借金相談	福岡県消費生活センター	632-0999
		かすや中南部広域消費生活センター	936-1594
	税金、借金に関する相談	役場 収納課	938-0232
	生活設計のための相談 (ファイナンシャルプランナー相談)		
	就労、家計、生活全般の相談	困りごと相談室	938-3001
	生活保護に関する相談	役場 介護福祉課	938-0229
労働	解雇、労働条件、いじめ、セクハラに関する相談	福岡県労働者支援事務所	735-6149
		福岡労働局総合労働相談コーナー 一福岡東	687-5342

	就労の悩み相談 (40歳未満を対象)	若者サポートステーション	739-3405
子ども	子どもについての悩み、虐待等についての相談	粕屋町チャイルドホットライン	410-2325
		かすやこども館(子ども未来課)	410-2230
	いじめ、不登校など子どもの教育問題	教育相談室(かすやこども館内「ぼると」)	938-0100
	子育てや家族の悩み	子ども支援オフィス	938-1205
	妊娠・出産、子育てについての不安や困り事の相談	子育て世代包括支援センター(健康づくり課)	938-0258
高齢者	高齢者の介護、健康、福祉、医療に関する相談	地域包括支援センター	938-0229
障がい	障がい者・児の困りごとや虐待についての相談	役場 介護福祉課	938-0229
女性	夫婦・家族、子育て、仕事、人間関係などの様々な相談	かすや地区女性ホットライン	401-5353
	思いがけない妊娠・子育て・思春期相談	にんしんSOS	642-0110
	配偶者や恋人などからの暴力	福岡県配偶者暴力相談支援センター	939-0511